

児童手当・特例給付 認定請求書

※裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は記入しないでください。 字は楷書(かいしよ)をはっきり書いてください。

①フリガナ

氏名

氏

名

②性別

☐男

☐女

③生年月日

☐明治

☐昭和

☐大正

☐平成

申請年月日

令和

年

西暦

年

月

日

④職業

☐被用者(会社員の方等)

☐公務員※公務員の方は勤務先に申請してください

☐被用者等でない者

⑤配偶者の有無

☐有

☐無

⑥住所

〒

都道府県

市町村

⑦個人番号

1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)

上記と異なる場合のみ記入

⑧支払希望金融機関

☐公金受取口座を利用する【振込口座の入力は不要です】

☐振込口座を指定する

名称

支店コード

支店名

口座番号

口座名義(フリガナ)

☐銀行

☐金庫

☐信組

☐農協

☐漁協

⑨フリガナ

氏名

氏

名

⑩住所(請求者と異なる場合)

〒

⑪個人番号

1月1日時点の住所(1～5月分は前年、6～12月分は本年)

⑩職業

☐被用者(会社員の方等)

☐被用者等でない者

☐公務員(勤務先:)

(カナ)氏名

続柄

生年月日

同居・別居の別

海外留学をしている場合の出国年月

住所(※受給者と異なる場合のみ記入)

監護の有無

生計関係

児童との関係

3歳未満の児童

3歳以上小学校修了前の児童

小学校修了後中学校修了前の児童

氏

名

☐子

☐その他

☐平成

☐令和

年

月

日

☐同居

☐別居

年

月

〒

☐有

☐無

☐同一

☐維持

☐未成年後見人

☐父母指定者

☐同居父母

氏

名

☐子

☐その他

☐平成

☐令和

年

月

日

☐同居

☐別居

年

月

〒

☐有

☐無

☐同一

☐維持

☐未成年後見人

☐父母指定者

☐同居父母

氏

名

☐子

☐その他

☐平成

☐令和

年

月

日

☐同居

☐別居

年

月

〒

☐有

☐無

☐同一

☐維持

☐未成年後見人

☐父母指定者

☐同居父母

氏

名

☐子

☐その他

☐平成

☐令和

年

月

日

☐同居

☐別居

年

月

〒

☐有

☐無

☐同一

☐維持

☐未成年後見人

☐父母指定者

☐同居父母

⑭請求者の加入している公的年金制度の種別

☐厚生年金保険

☐国民年金

☐その他()

右記の共済組合の組合員である場合は該当するものにチェックしてください。

☐私立学校教職員共済

☐国家公務員共済

☐地方公務員等共済

⑮請求者の扶養親族等及び児童の数

※うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数

⑯所得の状況

人

令和

西暦

年分所得額

円

認定・却下年月日

令和

年

月

日

支給開始年月

令和

年

月

日

控除後の所得額

円

所得制限限度額

円

※審査

令和

年分所得の合計額

うち児童手当法施行令第3条第1項による控除

除年所得/公的年金等所得を有する場合の控除額(上限100,000円)

(一律控除額)

雑損控除額

医療費控除額

小規模企業共済等掛金控除額

障害者控除額

障害者・ひとり親・勤労学生控除額

区分

☐児童手当

☐特例給付

☐却下

手当月額

3歳未満分

3歳以上小学校修了前分

中学生分

円

計

円

職員記載欄

申請事由

☐出生

☐転入

☐離婚

☐離婚別居前

☐養子縁組

☐公務員退職

☐父母指定届

☐未成年被後見人(私人)

☐未成年被後見人(法人)

☐その他()

別自治体消滅日

令和

年

月

日

注意

- 1 ⑥の欄は、住民票上の住所を記入してください。また、本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村(特別区を含みます。以下同様です。)に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 2 ⑨、⑩、⑪及び⑫の欄は、2人以上で児童を養育(監護し、かつ、生計を同じくするかまたは生計を維持することをいいます。以下同様です。)している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
⑪の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 4 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか(出国した年月)を記入してください。
- 5 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときにチェックを入れてください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときにチェックを入れてください。
- 6 ⑭の欄は、⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、該当するものにチェックを入れてください。「その他」にチェックを入れた場合は、()内にその年金の名称を記入してください。
イ 「厚生年金保険」にチェックを入れた場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者(これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。)であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 7 ⑮の欄は、市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を、また下欄には、このうち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数を記入してください。
なお、請求者の親族ではないが、前年の12月31日に請求者が生計を維持した児童があった場合は、その数を加えた数を記入してください。いずれもない場合は、「0」と記入してください。
- 8 ⑯の欄は、請求者及び配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額(所得税法に規定する給与所得又は雑所得(公的年金等に係るものに限ります。)を有する場合は、当該所得金額の合計額から10万円を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とします。))と公的年金等所得以外の雑所得とを合算した額を給与所得の金額及び雑所得の金額の合計額として計算した額)、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額(譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額)並びに先物取引に係る雑所得等の金額の合計額から8万円を控除した額を記入して下さい。
なお、市町村民税又は特別区民税で雑損控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除又は勤労学生控除を受けた場合は、それぞれの額を更に控除した額を記入して下さい。
- 9 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含みます。)によって市町村長(特別区の区長を含みます。以下同様です。)が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
ア 児童が他の市町村に住所を有する場合は、その児童の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類(請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。)
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
ク 請求者又は配偶者が本年(1月から5月までの月分については、前年をいいます。)1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年(1月から5月までの月分については、前々年をいいます。)の所得の額と、請求者の所得に係る市町村民税又は特別区民税における同一生計配偶者及び扶養親族の有無と数についての市町村長の証明書
ケ 「7」の後段に該当する児童があった場合は、その事実を明らかにすることができる書類
コ ⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類